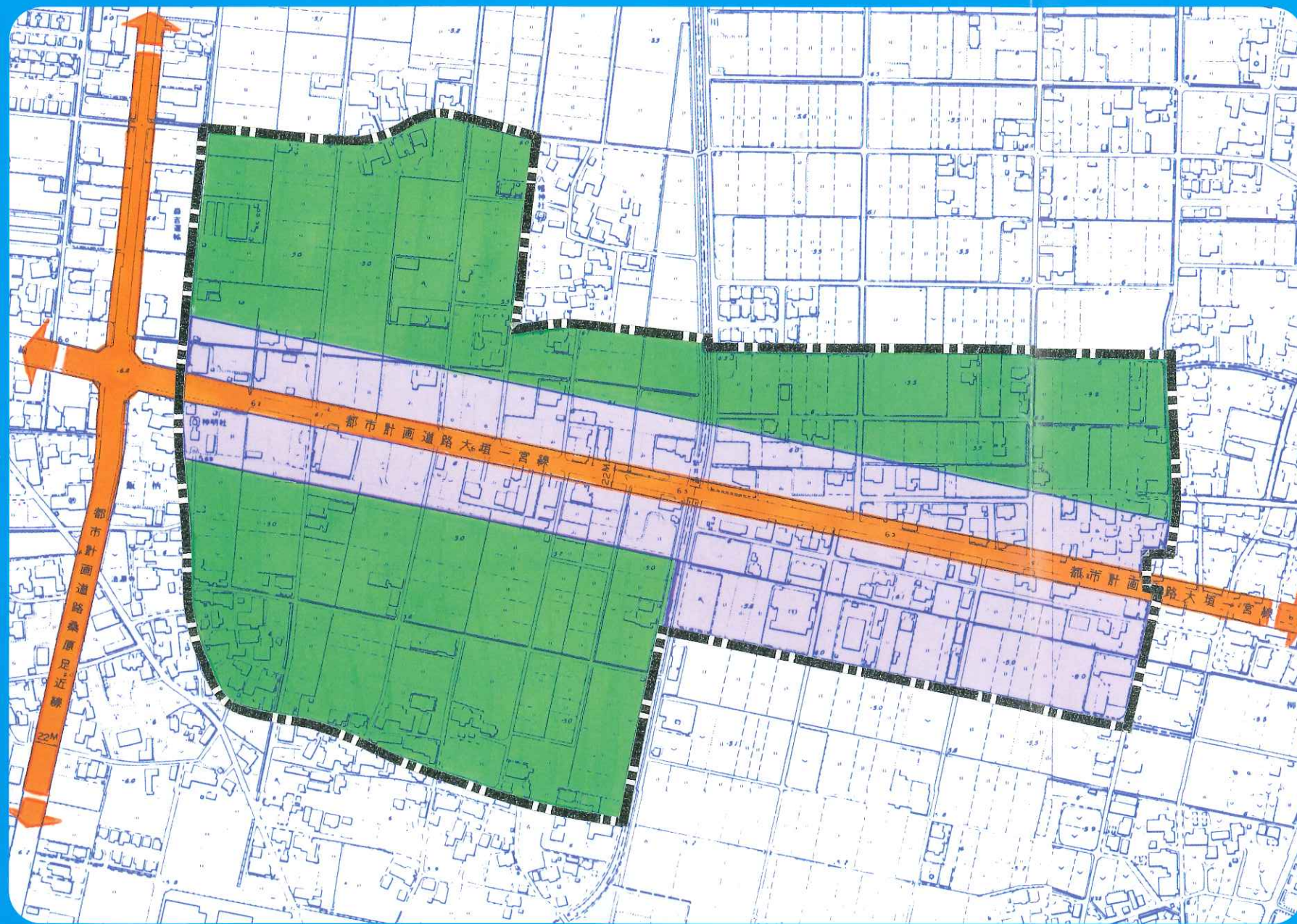


— 私たちのまち “竹鼻正木地区” に展開されるまちづくり —



● 建築物の用途

次の建築物は、建築できません。

《B地区》

- ・ ホテル、旅館
- ・ マージャン屋、ばちんこ屋、射的場その他これらに類するもの
- ・ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- ・ キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの
- ・ 個室付き浴場業に係る公衆浴場
- ・ 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
- ・ 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの〔自動車修理工場は除く。〕及び日刊新聞の印刷所
- ・ 風俗営業及び風俗関連営業施設

● 凡例

■ 土地利用

■ 地区施設（道路）

■ 建築物

■ A地区（第1種低層住居専用地域）

■ 都市計画道路

■ 用途の制限

■ B地区（準工業地域）

